

9. 集落営農組織の付加価値とその配分

はじめに

集落営農組織の付加価値の配分がどのように行われているかを分析する。そのためまず、集落営農組織の付加価値額を把握した上で、それがどう構成員に配分されているか、さらに利益配当についてどのような配分方法を行っているか、そして付加価値の帰属先が労賃と地代とにどう配分されているかを分析する。

(1) 集落営農組織における付加価値把握上の問題

集落営農組織における経理の仕方は、組織によって様々である。そのために、集落営農組織の付加価値額やその帰属先をクロスセクションで比較するには困難を伴う。

第一に、法人等の集落営農組織では、企業会計と同じく複式簿記で記帳して、貸借対照表や損益計算書を作成しているが、他方で多くの任意組織では単式簿記で経理している組織が多い。集落営農活動実態調査（平成 20 年）の数値からは、経営所得安定対策に加入する集落営農組織全体で、複式簿記を記帳して貸借対照表を作成しているものは 4 分の 1 程度と推測される⁽²⁰⁾。加入組織の法人割合は 20 % であるから、それをわずかに上回る程度の組織で複式簿記が利用されているようである。こうした複式簿記を用いている組織では、決算時に減価償却処理が行われているのであるが、逆に単式簿記で経理を行っている組織では、減価償却を行っていないものが多いようである。こうした組織が機械を取得して営農している場合には、減価償却分がコストとしてカウントされずに、結果的に当期利益の中から構成員に配分されてしまう。減価償却費を適当に見積もることも不可能ではないが、本稿ではそうした操作は行っていない。

第二に、営農の実態による差も大きい。自らの責任で農業生産を行う農業経営体であれば、農産物販売額等を収入として、作業従事者への労賃等のコストを支払い、利益を構成員に配分する、という通常想定しうる方式をとるであろう。しかし共同経理（経理の一元化）を行っていても、実際には、共同経理するコストの範囲は組織によって様々であり、組織の共同経理に含まれるコストの範囲が狭いほど、構成員に分配される部分が大きくなる。例えば、元肥のみ共同経理している組織では、生産にかかるそれ以外のコスト部分は構成員が支出する支出するために、そのコスト分は構成員に期中あるいは期末に支払いが行われる。この支払いのうち、どこまでが付加価値でどこまでがコストかを把握することは困難である。共同経理に含まれるコストの範囲が狭く、販売額のほとんどが個別計算により構成員に配分されている組織もある。本稿では、そうしたいわゆる枝番管理方式の組織はとりあえず分析の対象から、多くの部分で除外している。

また、作業受託組織から再編成された組織等の中には、受託組織時代の経理方式を残存させているものがあり、例えば、販売額はすべて構成員に配分した後に、作業受託料金を徴収し、受託作業実施後に生じた利益は改めて構成員に分配する、という組織もある。こ

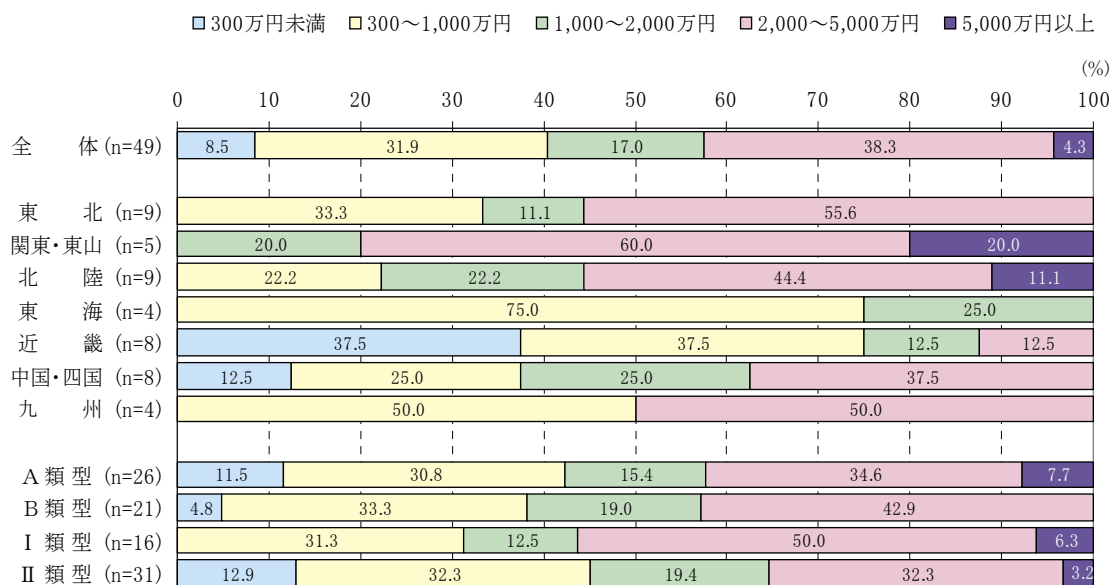
これは特定作業受託として作業を行っている場合だけでなく、構成員からの経営面積として集落営農組織の経営面積としてカウントしている場合に、である。こうした組織は、いわゆる枝番管理方式の組織を分析の対象外とすることで、除外されている。

こうしたことのために、調査対象集落営農組織全体の付加価値額とその分配（帰属）先を正確に把握することにはいまだ十分に成功していない。以下の分析は、対象を限定しつつも単式簿記を用いる任意組織の問題を残したまま、一定の傾向を把握しようというものである。

(2) 集落営農組織の付加価値額規模

労務費、地代・小作料、役員報酬、当期利益にさらに作業委託料を加えて、ここでは付加価値とする（当期利益がマイナスの場合は、ゼロとして計算している。）作業委託料を含めているのは次の理由からである。第一に、機械装備が不十分な組織では、構成員の機械を借り上げて作業を行うことが多く、その際、機械には借り上げ料、作業には賃金を支払う場合もあるが、両者を一括して作業者に作業委託する場合（費目は借り上げ料とする事例もある）が多くある。作業委託料には、機械利用にかかる費用が含まれているが、その分離は困難であるので、ここでは作業委託料そのものをカウントする。第二に、草刈りや水稻作の水管理等の水田管理作業を構成員に任せている組織では、それを労務費として支払う場合もあるが、作業委託料等としている場合があるので、これも労務費同様のものとしてカウントする。

そうして把握した付加価値額規模別の構成を示したのが第9-1図である。ここでは、共同経営を行いつつも販売額は構成員毎の個別計算を行っているいわゆる枝番管理の組織を除外している、その結果、運営目的が未定のⅢが2組織のみとなったためこれも除外し、



第9-1図 付加価値規模別の構成

資料：農林水産政策研究所調べ
注：枝番管理およびⅢ類型の組織を除く。

さらに調査対象が2組織の北海道を除いて、全体で49組織について示してある。

全体では、300万円未満が9%、300～1,000万円が32%、1,000～2,000万円が17%、2,000～5,000万円が38%、5,000万円以上が4%である。地域別にみると、2,000万円以上層が過半であるのは、東北、関東、北陸である。逆に1,000万円未満の組織が過半である地域は、東海、近畿、中国である。

組織のタイプ別では、担い手中心タイプのAと共同作業タイプのBとでは、Aに5,000万円以上の組織があるほかは、両者に大きな差がみられない。組織の運営目的別では、所得増加目的のIは2,000万円以上の組織が過半を占めるのに対して、農地維持目的のIIは、1,000万円未満の組織が半分近くあり、また300万円未満の組織もあり、付加価値規模では比較的に小さい組織である⁽²¹⁾。

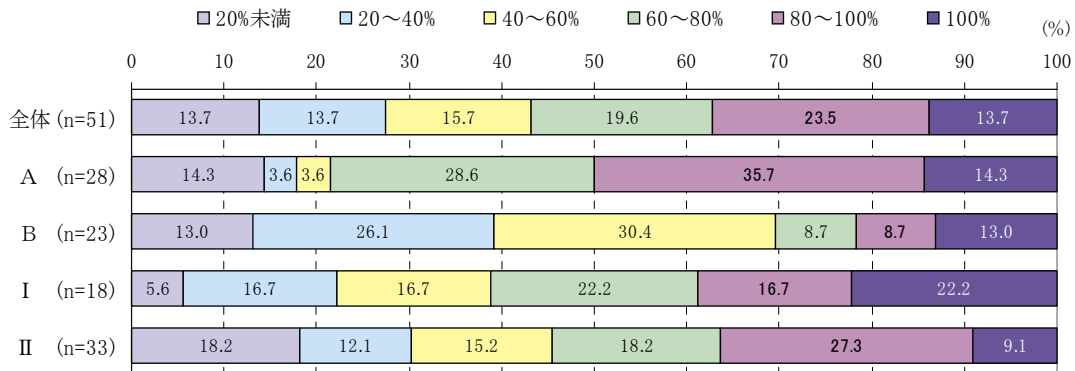
(3) 構成員への賃金・地代の配分割合

付加価値として把握したものの多くは、期中に労賃、地代、作業委託料、役員報酬の形態で費用として支出される。そのうち構成員に配分されている分が付加価値額のどれほどを占めるかを示したのが第9-2図である（ここでは北海道の2組織を含めてある）。

全体では、「20%未満」が14%、「20～40%」が14%、「40～60%」が16%、「60～80%」が20%、「80～100%」が24%、「100%」が14%であり、80%以上を期中に構成員に配分している組織が37%、60%以上を支出している組織が57%と過半である。

類型別には、担い手中心のAは、80%以上を支出している組織が50%、60%以上を支出している組織は78%であるのに対して、共同作業タイプのBは60%以上を支出している組織が21%、80%以上支出している組織が29%である。担い手中心タイプの組織では労賃、地代等を期中に費用として支出する組織が多いのに対して、共同作業タイプの組織では、コスト化せずに期末の利益処分で付加価値を配分する組織が多い。

また組織の目的別では、所得増加目的のIで「100%」期中支払いが22%、農地維持目的のIIで「80～100%」支出が27%と「20%未満」が18%ある以外は大きな差がみられず、運営目的による付加価値の配分差は少ない。



第9-2図 構成員への付加価値の期中支払い割合

資料：農林水産政策研究所調べ
注：第9-1図に同じ。

(4) 利益配当の配分先

構成員へ期中に労賃，地代等として配分されなかった付加価値は，期末に当期利益として残り，これは内部留保や繰り越しを除き，構成員に配分されている⁽²²⁾。その帰属先を検討する。

まず集落営農活動実態調査によって全体の状況を示す（第9-1表）。集計された2,884組織に対する割合（複数回答）でみると，全国では利益を「還元していない」が37%あり，利益を「還元している」が63%である。利益を「還元していない」がかなり多いが，期中に付加価値を支出しきっていて利益を経理上出していない，あるいは利益はすべて内部留保するというものもあろうが，当期利益をそもそも「利益」として認識していない組織がかなりあるのではないかと考える（この点，後述）。

利益を還元している組織のうち，「出資・提供面積に応じて配分」が最も多くて53%，次いで「出役時間・日数に応じて配分」が43%，さらに「生産物の量に応じて配分」が40%，そのうち「生産物の量・品質に応じて配分」が25%である。各項目の構成割合の合計が150%であることから，それらを組み合わせた複数の方法を行っている組織も多くある。これらのうち「出資・提供面積に応じて」は，地代に準じた付加価値の配分方法，「出役時間・日数に応じて」は労働に応じた配分方法であり，生産物の量や量・質に応じた配分は，いわゆる枝番方式の採用を示している。

同様な利益分配方法を調査対象でみる（第9-2表）。利益を還元していないは僅かであるのでそれは「その他」に含めているが，「面積に応じて」が61%で最も高く，「労働に応じて」が40%，「収量に応じて」が34%，「収量・品質に応じて」が10%である。調査対象には農事組合法人が相当数あり，従事分量配当を行っている組織が全体の10%ある。第9-1表と比較すると，労働に応じた分配はほぼ同水準であるが，「面積に応じて」が6ポイント高く，「収量に応じて」が6ポイント，「収量・品質に応じて」が14ポイント低い。

第9-1表 利益の還元方法(全国)

	集落営農数計	還元していない	還元している	(単位:%)							無回答
				出役時間・日数に応じて配分	出資・提供面積に応じて配分	出資金比率に応じて配分	構成員数による均等配分	生産物の量に応じて配分	量・品質に応じて配分	給与制	
全 国	100.0	36.7	62.5	(42.8)	(52.5)	(5.9)	(6.4)	(40.0)	(24.5)	(2.4)	0.8
北 海 道	100.0	50.0	50.0	(42.9)	(35.7)	(14.3)	(-)	(21.4)	(7.1)	(28.6)	-
東 北	100.0	40.4	59.6	(40.9)	(57.1)	(6.3)	(13.5)	(44.9)	(26.5)	(1.7)	-
北 陸	100.0	36.8	62.2	(51.5)	(72.3)	(11.1)	(4.5)	(14.0)	(7.4)	(2.6)	1.0
関東・東山	100.0	42.6	56.9	(28.6)	(48.7)	(2.5)	(7.6)	(61.3)	(37.8)	(3.4)	0.5
東 海	100.0	33.9	63.8	(36.7)	(70.6)	(6.4)	(5.5)	(20.2)	(6.4)	(7.3)	2.3
近 畿	100.0	40.7	58.9	(66.0)	(63.6)	(3.1)	(6.2)	(17.3)	(9.3)	(1.2)	0.4
中 国	100.0	40.0	57.8	(68.1)	(52.7)	(5.3)	(6.4)	(20.7)	(9.0)	(2.7)	2.2
四 国	100.0	48.9	51.1	(58.3)	(25.0)	(4.2)	(8.3)	(54.2)	(41.7)	(-)	-
九 州	100.0	27.1	72.3	(23.0)	(27.5)	(3.0)	(2.6)	(72.2)	(49.0)	(1.1)	0.6

資料：集落営農活動実態調査（農林水産省統計部）

注：（ ）は，還元している組織数を100とした割合である。

収量に応じた分配や収量・品質に応じた分配は、いわゆる枝番方式を採用している組織である。麦・大豆のように価格が組織やJAでプールされている場合、あるいは米でもカントリーエレベータ単位等で価格がプールされている場合などには、販売額は収量のみに応じて利益分配が行われるが、米の価格設定が個別農家単位で行われている場合には収量・品質に応じた分配となる。生産物の量に応じた利益分配が統計に比して調査事例で低いのは、そうしたいわゆる枝番管理方式の組織割合が全国平均に比すると低いためであろう。

販売代金や交付金の支払いを組織でほとんどプールせずに構成員に分配しているいわゆる枝番方式の組織の場合、期末にそれを当期利益から配分したとしても、それは組織の利益ではなく、もともと構成員に帰属するべきものとみなす組織では、第9-1表にあった利益を「還元していない」という認識にあると考えられる。事実、決算書で当期利益の配分には計上せずに、構成員への支払いとして「費用」に計上している例が見受けられる。任意組合の場合は、構成員課税であるので、どちらで経理しても結果は同じであるが、法人化に向けては適切な処理が課題となるであろう。

なお、いわゆる枝番方式には以下のような事例がある。転作の大豆は単価が組織でプールなので、利益は面積に応じて配分し、米は販売額に応じて行う事例、作業を行うオペレータ組織とそこに作業を委託する農家（オペレータも含む）の組織（生産組合）との2階建て組織になっている場合に、調査対象であるオペレータ組織は作業面積割りで生産組合に精算するが、生産組合は出荷数量割りで構成員に配分する事例、販売額は収量・品質に応じるが、産地作り交付金は面積に応じるという事例、経営安定対策の固定払いは各農家の過去実績に応じた配分だが、成績払いとナラシは出荷数量に応じた配分という事例、固定払いを生産量や作付面積に応じて配分という事例などである。

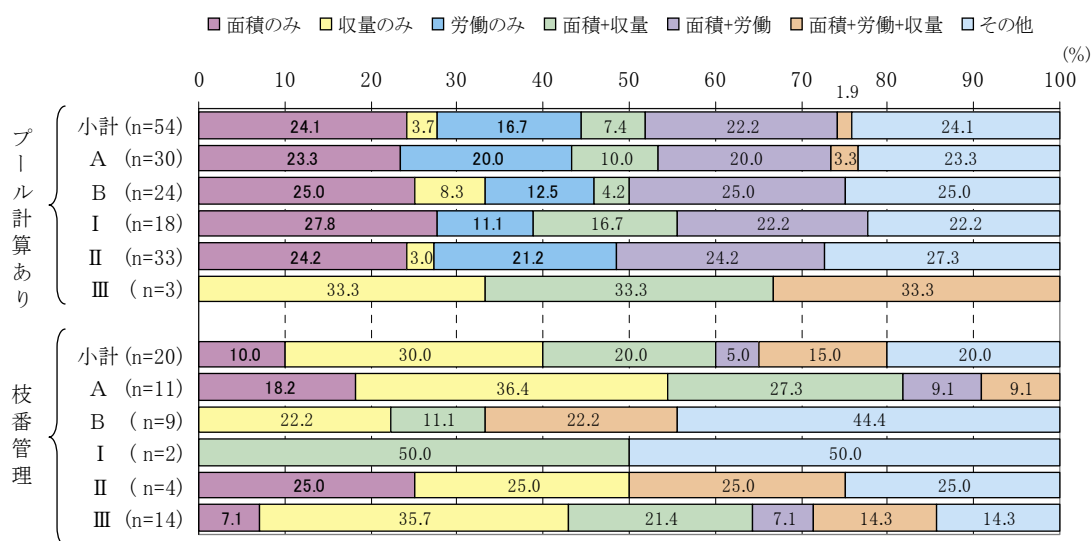
第9-2表 地域別の利益の分配方法(調査対象)

(単位:組織,%)

		合計	労働に応じて	従事分量配当	面積に応じて	戸数割り	収量に応じて	収量・品質 に応じて	その他
農業地域別	全体	77	31 (40.3)	8 (10.4)	47 (61.0)	4 (5.2)	26 (33.8)	8 (10.4)	13 (16.9)
	東北	16	7 (43.8)	1 (6.3)	8 (50.0)	2 (12.5)	5 (31.3)	2 (12.5)	3 (18.8)
	関東	8	4 (50.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	5 (62.5)	0 (-)	1 (12.5)
	北陸	9	6 (66.7)	0 (-)	7 (77.8)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (22.2)
	北海道	6	0 (-)	0 (-)	4 (66.7)	0 (-)	1 (16.7)	0 (-)	1 (16.7)
	近畿	9	5 (55.6)	2 (22.2)	6 (66.7)	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	2 (22.2)
	中国・四国	12	5 (41.7)	3 (25.0)	9 (75.0)	0 (-)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
	九州	15	4 (26.7)	1 (6.7)	9 (60.0)	1 (6.7)	10 (66.7)	4 (26.7)	2 (13.3)
プール計算	小計	56	25 (44.6)	7 (12.5)	37 (66.1)	4 (7.1)	11 (19.6)	4 (7.1)	10 (17.9)
	A類型	31	14 (45.2)	5 (16.1)	20 (64.5)	4 (12.9)	5 (16.1)	1 (3.2)	5 (16.1)
	B類型	25	11 (44.0)	2 (8.0)	17 (68.0)	0 (-)	6 (24.0)	3 (12.0)	5 (20.0)
	I類型	19	7 (36.8)	2 (10.5)	14 (73.7)	1 (5.3)	4 (21.1)	1 (5.3)	4 (21.1)
	II類型	34	17 (50.0)	5 (14.7)	21 (61.8)	2 (5.9)	4 (11.8)	3 (8.8)	6 (17.6)
	III類型	3	1 (33.3)	0 (-)	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100.0)	0 (-)	0 (-)
枝番管理	小計	20	6 (30.0)	1 (5.0)	10 (50.0)	0 (-)	16 (80.0)	4 (20.0)	3 (15.0)
	A類型	11	2 (18.2)	0 (-)	7 (63.6)	0 (-)	8 (72.7)	3 (27.3)	0 (-)
	B類型	9	4 (44.4)	1 (11.1)	3 (33.3)	0 (-)	8 (88.9)	1 (11.1)	3 (33.3)
	I類型	2	1 (50.0)	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (-)
	II類型	4	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (-)	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)
	III類型	14	4 (28.6)	0 (-)	7 (50.0)	0 (-)	12 (85.7)	1 (7.1)	1 (7.1)

資料:農林水産政策研究所調べ

注:複数回答なので合計は100%にならない。



第9-3図 利益配分方法の組み合わせ

資料: 農林水産政策研究所調べ

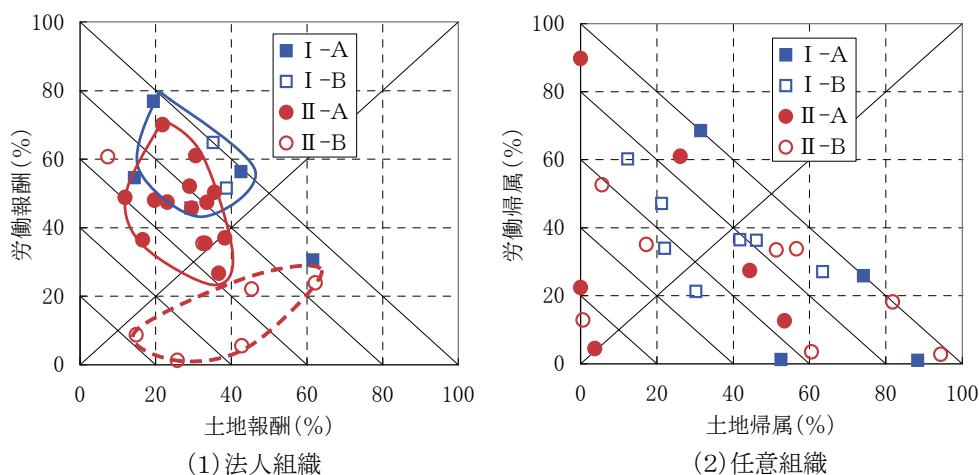
さらに利益の分配についてさらに類型別にみってみる。第9-2表では、一部の作目であれプール計算を行っている組織とすべての作目でいわゆる枝番管理を行っている組織とにわけて表示している。

プール計算を行っている組織について、担い手のタイプ別では、担い手主体タイプのAと共同作業タイプのBとでは、Bが「収量に応じて」がやや高いが、両者の相違は少ない。組織の運営目的別では、所得増加目的のIでは「面積に応じて」が74%と高く、農地維持目的のIIでは「労働に応じて」が50%と高く、また「収量に応じて」が12%と低い。Iは土地に対して、IIは労働に対して利益を分配する傾向にある。目的未定のIIIは、「収量に応じて」が100%であり、枝番管理の要素が強い。他方、いわゆる枝番管理の組織では、全体で「収量に応じて」が80%と高い⁽²³⁾。

利益の配分方式は、複数の方式を組み合わせている組織があるので、その組み合わせを示しておく(第9-3図)。プール計算を行っている組織では、「面積に応じて」のみが24%、「労働に応じて」のみが17%、「面積に応じて」と「労働に応じて」の組み合わせが22%などである。タイプ別でみると、担い手タイプ別での差はほとんどなく、運営の目的別では所得増加目的のIと農地維持目的のIIでの差はほとんどない。いわゆる枝番管理管理方式の組織では、全体では「収量に応じて」のみが30%、「収量に応じて」と「面積に応じて」の組み合わせが20%であるが、「労働に応じて」の配分は低い。

(5) 付加価値の帰属先

付加価値について、期中の支払いと期末の利益配分とを合わせて、付加価値がどこに配分されているのかを示したのが第9-4図である。付加価値が労働と土地保有とにどう分配されているかをみるために、労働については構成員への労務費と役員報酬、土地については構成員への地代・小作料の期中支払いを帰属分とした。期末の利益配分については、金



第9-4図 付加価値の分配

資料: 農林水産政策研究所調べ
注: 枝番管理およびⅢ類型の組織を除く。

額配分が不明なので、第9-2表でみた「面積に応じて」と「労働に応じて」とを取り出して、利益配当を労働と土地の帰属分に按分した⁽²⁴⁾。対象組織は、いわゆる枝番管理方式の組織とⅢ類型の組織を除外した上で、法人と任意組織とに区分して図示してある。

法人組織では、所得増大目的の組織は、担い手主体タイプ（Ⅰ－A）の組織も共同作業タイプ（Ⅰ－B）の組織も土地への帰属割合よりも労働への帰属割合が高い。農地維持目的の共同作業タイプ（Ⅱ－B）の組織が、労働への帰属割合が低く、土地への帰属割合が高い。農地維持目的の担い手主体タイプ（Ⅱ－A）の組織は、所得増大目的タイプ（Ⅰ）と同様に労働への帰属割合が高い組織もあるが、45度線近くあるいはそれ以下にあって、土地への帰属と拮抗あるいは、土地への帰属割合が高い組織もある。なおⅠ－Aであって45度線の下にある1組織は、構成員への地代水準を非常に高く設定している。逆にⅡ－Bにあって45度線の上にある1組織は、土地への配分をほとんど行わずに、労働への配分以外の付加価値は内部留保に充てている。そうした経営政策を行っている組織もある。

任意組織について、データの問題もあろうが、一定の傾向は示されない。

おわりに

分析の結果をまとめると以下のとおりである。付加価値規模では、所得増加目的のAと農地維持目的のBでは大差なく、担い手主体タイプのⅠは比較的大規模、農地維持目的のⅡは比較的小規模である。付加価値の分配は、AとBを比較すると、期中での分配では、Aは支払いが多くコストとして支出する傾向にあるが、Bではコスト化せずに当期利益の配分にする傾向であるが、期末の利益配当では、両者に間に配分先の割合には差がない。担い手主体の場合は、付加価値を経営コストとして処理する傾向が強いものとみられる。ⅠとⅡでは、期中の分配では大差がないが、期末の利益配当では、Ⅰは土地に、Ⅱは労働に多く分配されている。これは一見逆転しているように思われる。期中における付加価値の分配先がどうなっているのか、労賃や小作料等の単価設定がどうなっているのか、どこ

までをコストとして支出しているのか、さらに分析を行う必要がある。

最終的な付加価値の帰属先では、Ⅰが比較的労働中心であるのに対して、Ⅱ－Bは土地中心に付加価値を帰属させている。そしてⅡ－Aは、Ⅰに近いながらも土地への帰属が多い組織もあり、このタイプで最も労働と土地との対抗が厳しいとかがえる。

任意組織では、利益額やコスト自体を正確に把握することが難しい実態にある。賃金額が低いからということではなく、従事分量配当類似の方式で賃金や委託料の単価を事後的に算出する場合があること、経営地を保有したとされながらも実際には作業受託方式で運営されている場合があること、さらに枝番方式でコストの一部しか経理されていない場合があることなどのためである。こうした中では、任意組織の集落営農組織の利益額を見積もり、黒字、赤字と判断することはかなりの困難を伴う。

(小野 智昭)

(補) 集落営農組織における小作料

はじめに

集落営農組織において、構成員に支払われる小作料がどのような水準にあるのかの分析を行った。

(1) 調査対象組織における借地の小作料水準

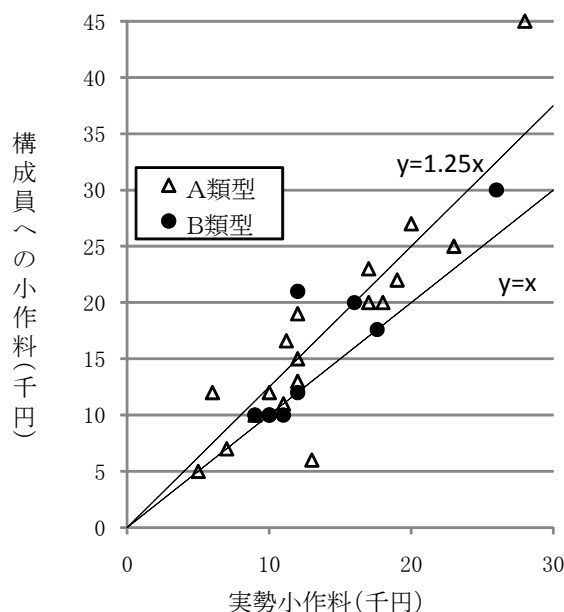
法人の集落営農組織では、借地によって経営地を集積している組織がほとんどであるが、任意組織の集落営農組織でも事実上の借地を行う事例がある。任意組織の場合には、構成員の経営地（自作地及び借地）と組織としての特定作業受託地が、組織の経営地としてカウントされるのが通常であるが、離農する構成員が農地を貸し出す場合に、その農地を他の構成員に貸すのではなく、組織が事実上借地して耕作する事例がある。この際、組合長名で借地する組織もあるが、形式上は組織の作業受託としている場合もある。

こうした構成員（あるいはかつての構成員）からの借地におかる小作料がどのような水準にあるかを示したものが第補1図である。構成員への小作料の単価は10 a当たり5千円から2.5万円に多く分布している。

(2) 集落営農組織における小作料と実勢小作料との比較

同図では、その小作料を地域内の実勢小作料との関係でプロットしてある。実線が45度線であり、実勢小作料と構成員への小作料が等しいラインである。この線上にある組織も一部あるが、多くの組織では45度線の上であって、実勢小作料よりも構成員への小作料水準の方が高くなっている。点線は、実勢小作料の1.25倍のラインである。多くの組織がこの点線の下側に位置するが、点線の上、すなわち実勢小作料の1.25倍以上の

小作料を構成員に支払っている組織がある。



第補1図 集落営農組織の小作料水準

資料: 農林水産政策研究所調べ。

類型別に見ると、全戸型のB類型は実線と点線の間にある組織がほとんどで、実勢小作料水準の組織も多く、実勢小作料かその1.25倍程度の小作料を構成員に支払っている。オペレータ型のA類型では、45度線上の組織は少なく、点線との間が多く、さらには点線の上、すなわち実勢小作料の1.25倍以上の小作料を構成員に支払っている組織が全体の3分の1ある。B類型ではほぼ実勢小作料水準で、A類型ではそれよりも高い水準で小作料を構成員に支払っている傾向がある。

実勢小作料よりも構成員への小作料が高い理由には以下のようなものがある。全戸型のB類型では「組合に入ってもらおう意欲を持ってもらうため」(福井県の組織)、実勢小作料水準を確保して全員に所得分配しているのに対して、A類型では「収支状況を反映して上乘せ」(長野県の組織)という所得配分効果が目に見える形になるように意識的に小作料水準を高めているためと考えられる。また、それらとは異なって、「基盤整備の負担金を賄えるようにするため」という理由もある。

法人の付加価値の分析では、A類型は付加価値の労働への配分が多いが、B類型ではそうした組織もある一方で、土地への配分が多い組織もあることを指摘した。このことを勘案すると、A類型では実勢小作料水準よりも高い小作料を支払いつつも、それ以上に労働への配分を行っており、B類型では実勢小作料水準の小作料を支払う一方で労働への配分割合は低いという傾向があると考えられる。

(小野智昭・進藤眞理)

注(20) 集落営農活動実態調査（平成 20 年）は、集落営農実態調査（平成 20 年 2 月 1 日現在）で把握した 13,062 組織のうち、「集落内の営農を一括管理・運営」している 3,053 組織（うち経営所得安定対策加入組織は 2,968）を抽出して、2,884 組織を集計したものであるが、そのうち貸借対照表を整備している組織は 59 %である。同調査が対象とした集落内の営農を一括管理・運営している組織以外は貸借対照表を作成していないであろうとみられ、また集落内の営農を一括管理・運営している組織数はほぼ経営所得安定対策に加入しているので、経営所得安定対策に加入する集落営農組織全体（集落営農実態調査では 6,663 組織）の 26 %程度が貸借対照表を作成していると推測される。

(21) いわゆる枝番方式を含めて同様な計算を行うと、Ⅲ類型では過半の組織が 2,000 万円以上となり、Ⅲ類型は付加価値がⅡ類型よりも大きな組織であるという奇妙な結果となる。いわゆる枝番管理方式が多いⅢ類型では、組織として経理の一元化を行いつつも、コストの多くが組織でプール計算されず、構成員に利益配当として分配される枝番管理管理方式が採用されているため、付加価値が過大に把握されてしまうためである。

(22) 任意組織の場合、内部留保を行うと法人とみなされて（人格なき社団、いわゆる「みなし法人」）、法人税や消費税の賦課対象とされるので、多くの任意組織では「みなし法人」ではない任意組合と認定されるために、利益は構成員に全額配分して構成員課税とした後に、必要に応じて賦課金などで資金を徴収している。したがって経理上で内部留保を行っている組織は、法人がほとんどで、みなし法人となっている任意組織も一部があるが、この点の指導・理解が不十分で任意組合のまま内部留保を行っている組織もある。

(23) 100 %でないのは、転作あるいは裏作麦の組織であるので面積に応じた枝番管理を行っている組織が 1 組織、2 階建て組織の 2 階部分の組織であって、1 階部分の組織に面積に応じて利益配分し、1 階部分の組織が収量に応じて利益配分している組織が 1 組織、作業受託組織利益をすべて内部留保している（「その他」にカウント）組織が 1 組織あるためである。

(24) 「面積に応じて」と「労働に応じて」のいずれか一方の場合は、利益配当の全額をそれぞれ土地か労働の帰属とし、両方の場合は半々に按分した。